

北九州市立大学文学部紀要

(人間関係学科)

第 21 卷

目 次

濱野 健

エスニック・コミュニティと永住市民（デニズン）をめぐる試論：
オーストラリアの日本人移住者と、そのシティズンシップをめぐる
..... 105

北九州市立大学文学部

2014年3月発行

エスニック・コミュニティと永住市民（デニズン）をめぐる試論： オーストラリアの日本人移住者と、そのシティズンシップをめぐる

濱 野 健

Rethinking denizenship in a small migrant community: Japanese women marriage migrants and their ethnic community in Australia

Takeshi Hamano

要旨

本論は、ハンマー（1999=1990）による「永住市民（デニズン）」の概念を手がかりに、今日のオーストラリアの日本人移住者の政治参加をとおした地域参加のあり方と、そこで課題となる論点を探る試論である。欧州を中心に、外国人居住者（移住者あるいは永住者）の増加に対し各国政府は外国人居住者への帰化を促し、「ネイション」の再統合をはかりながら、永住権等の付与により国民とほぼ同格の社会的権利を保障するようになった。これらの国で国民資格として用いられる「シティズンシップ」についても、社会の多様性や、社会的正義実現のための諸権利としての意味合いを強めている。移民国家オーストラリアにおいてもそれは例外ではなく、建国以来の同化政策から社会の多様性を容認する多文化主義を推進、そして永住ビザによる外国人の居住に比較的寛容な姿勢を見せているが、永住市民の参政権はいまだに保障されない。しかし、移住者の現地のコミュニティの規模やその移住動機等、多様化する移住者の社会的背景はこうした側面を批判的に検討する上で一層重要になりつつあるのではないか。そこで、オーストラリアのジャパニーズ・コミュニティにおける結婚移住者の増加という事例から考察する。また、永住市民の現地での政治参加への関心を低下させる要因として、参政権等の保証に関する法制度的側面のみならず移住動機や現地での人口動態や居住分布といった社会的側面も影響していることを示唆し、移民社会におけるシティズンシップのあり方を論じるための視点を示す。

キーワード：シティズンシップ、永住市民（デニズン）、オーストラリア、日本人移住者、結婚移住

Abstract:

Revisiting the concept of denizen (and denizenship) elaborated by Thomas Hammar (1990), this paper explores how the social circumstances of a migrant community affect political participation in their place of residence. On the one hand, the citizenship today entails rights of difference and equity in terms of social justice; on the one hand, it is strictly linked with creating a coherent national community. Many countries allow

migrants to stay permanently as denizens, without compulsory naturalization, creating circumstances where citizenship and denizenship diverge. Hammar regards absence of political rights for denizens (e.g. right to vote) as a problem, since such rights are essential to integration with the broader community. However, due to a number of specific community factors some migrant communities are less concerned about political rights. Taking these into account, this paper considers the status of Japanese denizens in Australia today. With an emphasis on the increasing number of Japanese women marriage migrants, this paper will consider the factors that affect differing attitudes to denizenship and citizenship.

Keyword: citizenship, denizen (denizenship), Australia, Japanese migration, marriage migration

1. 序：国際移動と国籍／市民権

今日の近代国家を構成するのは、その主張する領土と領域、所属する国民だけではなく、その「国籍」あるいは「市民権」を持たない人々、あるいはそれらを求めてやってくる外国人たちがいる。こうした人々が一つの空間を共有し、そこで共生する際に起きうる社会変化とその管理をめぐる問題は一層顕在化されつつある。中でもひととき興味深い事例としてあげられるのが、いわゆる「国際結婚」と呼ばれる現象とその増加である (Constable 2005; Palriwala and Uberoi 2008; Robinson 2007)。日本を含めた先進諸国のいずれにおいても、国際結婚による外国人の流入は増加の一途をたどっている (厚生労働省 2007)。従来、国際結婚とは該当する両者の出身国の経済的な不均衡の結果生じるとみなされてきた (Piper and Roces 2003; 伊藤・足立 2008)。しかし、今日の国際結婚と国際移動がより多目的化しているのは事実であり、例えば日本人女性の国際結婚と海外移住については、必ずしもこうした理由からは説明できないより複雑な要因を指摘しなければならない (Hamano 2011)。

国際結婚がもたらす国際移動あるいは「結婚移住」とは、「液状化する社会」(バウマン 2001=2000) の中で自らの居場所を定め、そこから新しい絆や自己表象の可能性につながるような契機であり、それはわれわれ現代人が直面せざるを得ない自由とリスクが常に隣り合わせの社会的実践である。こうした越境者たちは、自分たちを保証するものとしての「国籍／市民権」がいったん無効となる場所に自らの新たな生活の場を定めなければならない。所与のものは無効化され、諸権利は自らの適性によって獲得しなければならない。ロマンスに彩られた国際結婚から、グローバルな経済構造の不均衡の中で移動や越境を経験する人々まで、その全てが例外なく直面する状況である。

多くの場合、結婚移住者は「永住権」を取得することで外国人としての国籍を維持したままで現地配偶者、そして家族との共同生活を営むことが可能となっている。そこで、一国民の配偶者として入国を希望し、国民の配偶者でありながらも外国人であるという立場をもつ結婚移住者を、外国籍を保持しつつ永住資格を持つ「永住市民」(denizen) (ハンマー 1990=1999) として位置づける。その上で、本論は今日のオーストラリアにおける日本人永住者、とりわけ結婚移住者の増加という現象から考察するための試論である。クロス・カルチュラルな家族を持つ結婚移住者は、通常の移民や

難民とは異なり、出自を同じくするエスニック・コミュニティとの関係性や、多文化家族の構築に関して現地での居住生活には異なる社会環境が伴う。こうした状況に移住者たちの「永住市民」としての身分はどのような影響を及ぼすのであろうか。「国民」と「永住市民」の間に区別される諸々の権利、とりわけ国内での参政権の行使の制限は移民としてもやや特殊な立場におかれたこうした立場の人たちにどのような影響をもたらすのか、これまでの筆者の先行研究などを踏まえながらいくつかの論点を提示することを目的とする。

2. 永住市民

「永住市民と国民国家：定住外国人の政治参加」(1990=1999)にて、トマス・ハンマーは、今日の福祉国家（オーストラリアも含む）における外国人の入国および居住に関してクリアしなければいけない関門、いわば「形式的なシティズンシップ」を獲得する過程を、「三つの関門」として説明している（ハンマー 1990=1999:35-36）。外国人が他国に長期滞在する場合、はじめに超えなければならない第一の関門が「短期滞在者」としての在留資格である。これは、一般的には期間の限定された就労ビザの獲得により可能となる。それ以外にも就学ビザの利用（その後の現地での就職による短期就労ビザへの切り替え）や、現地市民との結婚による配偶者ビザの獲得がある（いずれの国においても初回の申請に関して期間の限定されたビザが発給される場合が多い）。あるいは、オーストラリアの場合ワーキング・ホリデー制度などを利用することも可能である。この段階では滞在国の市民に等しく保証されている社会保障制度へのアクセスや、政治参加の権利はほとんど認められていない。第二関門として、こうした短期在留資格を永住ビザ（permanent visa）に切り替えることが必要となる。この段階で、個人は永住資格（permanent residency）を取得する。またこの外国籍を保有したまま現地での無期限在留資格を獲得した状態が「永住市民」（denizen）である。永住市民には市民にはほぼ等しい社会保障制度へのアクセス権が保障される場合が多い。また、就労に関しても自由な移動が可能となる。ただし、後に論じるように、政治参加の権利については依然として制限が設けられている。最後に帰化がある。この第三関門を抜ければ、外国人は国籍／市民権を取得し国民としての一切の権利が保障される。

しかし、ハンマーは今日の国民国家とりわけ移民国家には「市民（国民）／外国人」という区分に収まらない「第二関門」でとどまる居住者が増加していることを指摘している。こうした「永住者かつ外国人」である人々が「永住市民」である。

歴史的には、永住市民とは十九世紀のイギリスで公務員への就職資格および国王からの土地の権利を取得することのできないが、イギリス臣民への地位を認められた人々を指す呼称であったという（ハンマー 1990=1999:28）。この、特権を認められた外国人、という定義を起源とし現在は外国人でありながらも永住者としての地位を保証された人々を永住市民と呼称する。その上でどの程度まで永住市民に国民と同等の権利を保証すべきか、という議論を展開している。ここには、不正規な手段によって、あるいは資格が失効した状態で居住している外国人は含まれない。また、現地の国籍を取得し二重国籍となった人々も除外される。他国に永住権を持ちながら、対象国に一定期間「逗留」するような人々

も含まれない。そこで、近藤は「今日、外国人の参政権をめぐる問題は、これまでの憲法学を揺さぶり、新たな理論を生み出しつつある」（近藤 1996:11）として、憲法学のみならず、人権や国家主権論、あるいは地方時事件論などにも再検討を迫っていると指摘している（近藤 1996:13）。さらに、移民研究の領域においても、永住市民の問題は大きなイシューとして論じられている（Cohen 2006）。本論ではこうした移民研究の立場から、移民と永住市民資格について論じることを目的としている。

永住市民を定義するにあたり重要なのは、何よりも定住先の住所である。永住市民の概念的定義は居住権を持つか否か、という二段階のアセスメントにおいて定義される（ハンマー 1990=1999:29-30）。この点において、オングが“Flexible Citizenship: The Cultural Logics of Transnationality”（Ong 1999）で検証したような、複数の市民権を保有しながらトランスナショナルな生活圏を持つような人々にはここには含まれない。この永住市民に該当する人々とは、外国籍を持ちながらも出生地以外の国に永住している人々である。後に触れるように、この一カ所に「永住」していることが、ハンマーの永住市民のシティズンシップにまつわる議論の要となっている。

欧州諸国を中心とした現在の移民国家が外国人労働者＝移民を受け入れ始めた1960年代当時、永住外国人の増加は全く予想されていなかった（ハンマー 1990=1999:32-34）。当時の国民国家において国内に居住しているのは市民（国民）か外国人のいずれかであり、その中間にあたるような人々が国内人口の一定数を占めることなどは予想されていなかった。不足する労働力を補填するために移住事業に応じた外国人労働者は、国内市場で労働力の需要が低下すれば必然的に移住者数も減少し、またその多くも母国へと帰還するのではないかと期待されていたのである。しかし、移住先での雇用の低下や経済の停滞にもかかわらず、移民の多くがその家族とともに移住先にとどまることになった。長期滞在による帰化率も期待されていたほど上昇することはなかった。1980年代には、フランス、ドイツ連邦共和国、スイスやスウェーデンなど欧州のいくつかの国で、不法滞在の外国人居住者も含め外国人居住者に対する待遇改善が実施された。こうして、長期滞在・低い帰化率・外国人居住者の待遇改善により、欧州における永住市民が増大する結果となった。今日の移民国家では居住者を従来の市民（国民）と外国人という二項区分で分類するやり方はもはや妥当ではない。今日、外国人居住者が外国での永住を希望する場合必ずしも「第三の関門」を超えようとするとは限らないのである。

3. 「形式的シティズンシップ」と「実質的なシティズンシップ」

外国人の在留資格や居住地での諸権利を論じる際、「シティズンシップ」の視点から諸問題を論じることが一般化しつつある。シティズンシップとはきわめて多義的な概念であり、その内容も今日より多様化しつつある（Turner 1993; 木前 他 2011; 木前 他 2012）。岡野は、シティズンシップ(citizenship)という概念について語ることは、現代社会でこの言葉が国民や国籍と同義語で用いられる文脈上、国民と非一国民の領域を分ける境界について検討することになると主張する（岡野 2003:14）。その上で、国民という帰属概念としてのシティズンシップという理解の仕方を明確に描くことによって、そもそもこの言葉が本来内包するすべての人間に等しい権利主張とその保障という概念と齟齬をきたすことになるとしている（Turner 1993; 岡野 2003）。シティズンシップには、国籍と同義語である「形

式的シティズンシップ」(本論では「市民権」と呼称)と個人の普遍的な権利や際の承認を巡る「実質的なシティズンシップ」(本論では「シティズンシップ」と呼称)の二つの区分がある(ハンマー 1990=1999:11)。この言葉を耳にするたびに、その意味や定義に漠然とした感覚を覚えるのは、この言葉が意味するものが、現代社会において二重の意味を含むあるいは意図的にそのように用いられているからである。たとえば、オーストラリアの場合このシティズンシップという言葉は、オーストラリア移民省の名称に用いられているように市民権と同義語の概念として機能している場合もある。別の文脈では、オーストラリア国内に居住するすべての人々の基本的権利という文脈上で用いられる場合もある。あるいは、その両方を含ませた上で、意図的に用いられているような場合も見受けられる。

今日、「シティズンシップ」とは外国人居住者であっても等しくその一部の権利を有するものとみなされつつある一方、伝統的な概念ではこの「参政権」の付与によってシティズンシップが保証されるか否かが決定されてきた。だが「国民」と同義語に用いられる「市民権」に対し、近代の新しい概念である「シティズンシップ」は、人間の自然状態における平等と自由の実現を原則とし、国家への帰属や貢献のいかんにかかわらず、一人一人が同じように平等かつ固有の権利を持つとする考えであるといえよう。今日では、シティズンシップという概念を、「形式的なシティズンシップ」から、「実質的なシティズンシップ」へと拡大しようとする批判的な動きもおきている(木前 他 2011)。

4. シティズンシップと国民国家

しかし、この「実質的なシティズンシップ」も現実の社会ではいまだに共同体や国家の枠組みから逃れられてはいない。例えば、現代に連なるシティズンシップの理論を発展させたのはイギリスの社会学者マーシャルである(Marshall and Bottomore 1992)が、彼のシティズンシップ論は、「国民」として認められた上で、その構成員の社会的正義の実現に向けた福祉国家を構築していくことを訴えた。この概念に沿うような福祉国家としてのシティズンシップの制度化に努めてきたオーストラリアで、形式的なシティズンシップ概念が国民の統合原理として台頭してきた。2000年代より、オーストラリアでは新しい社会統合の理念が求められるようになり(塩原 2010:7-8)、その公定言説として「シティズンシップ(citizenship)」という言葉が改めて強調されるようになった(飯笹 2007)。オーストラリア移民省が2007年に名称を変更しその際この言葉が添えられ、正式な名称が「移民・市民権省」(Department of Immigration and Citizenship)となった。また、2013年度の移民省の名称改正の際も、Department of Immigration and Border Protectionとして、シティズンシップという名称は持ち越された。現代オーストラリアは、市民に多国籍の保有を認めるというだけでなく、外国籍の居住者でオーストラリア市民権を保有しないまま、すなわちオーストラリア永住権を保持したままでオーストラリアに永住している割合も決して少なくは無い。さらにこの永住権保持者は、後述するように、オーストラリアで生活を営む上で市民とほぼ同等の権利を有している。そこで、多様な条件の下で国内に居住している人々を包摂しながらもオーストラリアという国家に所属する人々とそうではない人々を厳密に区別する必要がある。そこでこのシティズンシップという概念がそのマーカーとして機能していると思われる。

2007年よりオーストラリア市民権の取得に際し「シティズンシップテスト」が実施されている。この論議を巻き起こしたテストで問われるのは、オーストラリアで有効な労働力として貢献できるかどうかをアセスメントするような試験、すなわち単なる語学や資格の保持を問うような試験ではない。このシティズンシップテストでは、オーストラリア市民が「当たり前」に理解している、オーストラリアという近代国家の歴史・経済・政治・文化・社会的背景である。この市民として（あるいは国民としての）「当たり前」を審査する過程は、移民がオーストラリアという国家に対して歴史や社会的文脈の共有を行えるか否か、その点がアセスメントされている。こうした成員資格を得ていることが明らかにされた場合にのみ、移民はオーストラリア市民として迎えられるようになっているのである。オーストラリアの文脈における「シティズンシップ」という言葉が、単なる国籍との同義語以上に国家への帰属という成員資格そのものを指し、この言葉に含まれた二重性を理解することができよう。

国籍としての「形式的なシティズンシップ」は、伝統社会が解体した近代（資本制）社会で新たに構想された近代のネイションの紐帯として機能することを期待されている（ゲルナー 1989=2000）。移民国家といういわば近代社会の落とし子は、本質的に帰属や準拠集団の異なる人々を、何かしらの偶発的な条件により統合しようとするものであり、起源としての「伝統」や「歴史」を想像することすら容易ではない人工的な共同体である。それだけに、「国家」という社会的枠組みへの希求は一層強く必要となる。構成員としての資格は共同体意識の共有のみならず、塩原（2005, 2010）がオーストラリアの一見リベラルな移民政策に見え隠れする排他性を指摘するように、今日では「開かれた」寛容な移民政策（公表されたポイント制度の導入）などと併せて、「国民」としてふさわしい人物をあらかじめ選別しそして統合していくという傾向がますます強められている。

その「想像の共同体」（アンダーソン 1991=2007）への働きかけの中、シティズンシップと市民権の二つの概念は重ね合わされる。この二重性を充たす要件として「国民」という概念が形成され、ここでは「形式的なシティズンシップ」が制度として構築されてきたといえる。しかし、シティズンシップは必ずしも市民権と重なり合った概念形成されるばかりではない。今日では、国民としての権利を得られない社会的マイノリティへとしての承認問題や、格差是正のための具体的な保護を巡って、あるいは正当化された国民文化によって周辺化された文化の多様性の承認を巡って、「実質的なシティズンシップ」は国民や国家の限定された枠組みやその包摂の政治性に異議申し立てを行う言説の中に立ち現れる。人種、エスニシティ、ジェンダーなどを巡る「文化的シティズンシップ」や「コスモポリタン・シティズンシップ」（Delanty 2003, 2006）の構想に向けた批判的な議論は、こうした市民権とはかならずしも重ならない新たなシティズンシップを示す好例である。

5. オーストラリアの移民政策と市民権

ハンマーは、永住市民の市民権取得への動きについて考察した箇所でも移民国家オーストラリアにおける市民権の取得率が必ずしも高くはないことに触れている（ハンマー 1990=1999:118）。オーストラリア国内での調査によれば、海外生まれの居住者の約四割がオーストラリアにて市民権を取得しないまま国内に居住していると報告されている（Joint Standing Committee on Migration 1994）。世界各国

の永住市民の資格を分類し、類型化を試みた近藤によれば、オーストラリアはイギリスと基本とした「法律による（準）互恵要件型」に分類される。これは特定の外国籍の市民に限り、参政権を認めるとする考え方である（近藤 1996:55-61）。こうした制度は旧英連邦の法制度に準拠していたが、現在ではオーストラリア独自の永住市民資格へと移行しつつある。そこで、Klapdor ら（2009）によってまとめられたオーストラリアの移民政策と市民権法の歴史を追って、こうした状況を検討する。

オーストラリアにおける市民権に関する規定は、1949年に施行された Nationality and Citizenship Act 1948 を基本とし、その後たびたび改正されている。それ以前、オーストラリア市民権は単独で存在せず、オーストラリア国民はすべて英国市民であった。しかし、第二次世界大戦後の人口増加が逼迫した課題となり、それに併せて開始された新しい移民政策の中で市民権に関する新しい法律が整備されることとなった。その後、2009年までに実にオーストラリアの市民権法は30回以上にわたり改正や修正が加えられてきた。

1949年の市民権法導入初期のオーストラリアには、英国、アイルランド、イタリア、ドイツ、オランダなどの欧州からの移住者が中心を占めていた。1950年代にかけて、欧州各地からより多くの移民がオーストラリアへと移住する中で、国内社会でのエスニックな文化の多様性が増大、一方でこの期間を通して移民が市民権の取得に必要な条件を緩和していく。58年の法改正では、非英語圏の移民に課した英語の聞き取りテストも撤廃された。しかし、先の欧州の事例が示すように、オーストラリアでも移民の市民権取得＝帰化が劇的に増大する結果には至らなかった。60年代には、その後のベトナム戦争参戦に派兵することを目的とした徴兵制度が、移民のオーストラリア市民権の取得意欲を低下させる要因にもなった。一方、未だ人口の増加に伸び悩み、欧州で契約期間を終えたゲストワーカーを呼び寄せる政策などを導入している。また、人口の減少に加えて、アジアやアフリカの植民地の独立や米国における公民権運動の影響を受け、従来の欧州に限定した人種差別的な移民制度を改め、非欧州系移民の受け入れを模索し始めたのもこの時期である（Jupp 2002; Lopez 2007）。

1972年成立したゴフ・ウィットラム（Gough Whitlam）首相による労働党政権は、これまでの欧州を中心とした人種差別のない移民政策（白豪主義）を撤廃し、オーストラリアにおいて多文化主義政策を導入した。市民権法についても、1973年にかつての Neutrality and Citizenship Act 1948 が Citizenship Act 1948 と改められ、オーストラリアでは「シティズンシップ」が国家への帰属の有無を表す言葉となった。ここにおいて、シティズンシップは国籍と同等の概念となる。1984年の修正条項では、性別、婚姻状況および国籍に関する差別的な条件が撤廃されている。その結果、国内により多様な移民エスニック・コミュニティが形成されるようになった。

国内社会の多様性が増加する一方、市民権の取得率は依然として低かったようである。この問題に対し、1996年には上院議員の委員会でも市民権を単なる法的な権利を保障する概念としてだけではなく、市民にとってのナショナル・アイデンティティの表明として表されるべきだとの提言が提出されている。当時オーストラリアにおいて、市民権取得を通して国民国家としてのオーストラリアは国内の多様性をどのように包摂することが可能なのか、その問題が深刻に問われていたことになる。このことは、一方で永住市民を国家の一員として包摂しながら、最終的にはそれを国民として統合するこ

とが目指されていたことがうかがえる。ナショナル・アイデンティティを表象する資格として想定された市民権は、「形式的なシティズンシップ」の延長に付置するナショナリズムの問題として浮かび上がる。しかし、多文化主義政策の導入により「差異の権利」としての「実質的なシティズンシップ」も同時に保証しなければならなくなった現代のオーストラリアは、この問題に対して困難に直面する。

2007年には、市民権法に関してこれまでにない大幅な改正が施行された。そこでは、市民権取得のための在留資格が延長され、さらに同年市民権の取得に際しオーストラリアの社会・歴史・文化の基礎的な知識を問う「シティズンシップテスト」が導入されたのである。こうして、オーストラリアにおける移民集団の市民権取得率の低さがたびたび取り上げられ、その積極的な取得に関する各種手続きや政策が進められながら、現在ではその取得条件がより強化される方向へと進んでいる。このことはオーストラリアにおける「望ましい」移住者と、すなわち国内市場で必要とされている労働者とは単純技能労働者ではなく少数精鋭の高技能熟練者という、経済的な条件が反映されている。次に、ポスト 9.11 のグローバル世界ですますまずつ増大する国防や難民に対する国境管理への強い懸念という政治的な理由がある。各国いずれを問わず現代の国民国家のいずれもが直面している、多様化・流動化する国内社会を統合するためのナショナル・アイデンティティの再編成の問題がある。¹

6. オーストラリアの永住市民資格

オーストラリアでは外国籍を維持したまま無制限に国内に在留できる資格、すなわち永住ビザ（permanent visa）の取得が可能である。これを取得することで、先ほどハンマーが提示した、外国人が他国に永住するための「第二の関門」をクリアしたことになる。これによって永住権（permanent residency, PR）を取得した外国人は事実上「永住市民」となる。PR を取得するためには、結婚移住も含めた様々な申請方法が可能であるが、いずれもこれを取得した外国人は、オーストラリア国内に原則無制限で居住、就労、および修学することが可能となる（結婚移住による PR の申請手続きの詳細については後述）。しかし、市民権とことなり PR 所有者は外国籍であるためオーストラリア市民としての権利にいくつかの制限が課せられる。以下、市民権との違いについて解説する。

PR 所有者に対しては、オーストラリアから / への無制限の出入国が保証されているが、そのためには PR に加えて有効な再入国許可証を保有していることが原則となっている。この点において、厳密に言えば PR 所有者が無制限で出入国できるというわけではない。また、オーストラリアでは PR 所有者は参政権を行使できない。1984 年以前に選挙人登録をした英国市民、というきわめて限定された場合をのぞいて、オーストラリアの国政は外国人に対して選挙権を認めていない。この点におい

¹ 今日のオーストラリアの移民政策の概要については浅川（2006）を参照。塩原（2010）は、今日のオーストラリアの多文化主義政策とネオリベラリズムとの親和性を批判し、移民政策や社会政策に謳われる「多文化主義」が、実際には国家にとってリスクとなる難民や低技能な移民集団を巧妙に排斥し、厳選された移民（とその経済力）を直接国益に反映させようとする「ミドルクラス多文化主義」の体裁をとっていると分析している。皮肉なことに、今日のアイデンティティ・ポリティクスにおける文化本質主義の批判と、文化の流動性や異種混淆性を強調する言説にあわせた「多様性の中の統一性」（unity in diversity）概念と、奇妙な親和性を持つ可能性を否定できない。オーストラリアの多文化主義における「反＝本質主義」批判の奇妙なねじれについては塩原（2005）の分析を参照。

て、ハンマーが永住市民の議論において重要な点として論じた外国人居住者の参政権が、オーストラリアではきわめて限定されていることがわかる。公務員の国籍条項においても、PR所有者は州政府の省庁での勤務が可能であるが連邦政府の省庁においてはオーストラリア市民権を持たない外国人が就職することはできない（詳細は Public Service Act 1991 を参照）。

PR所有者は社会保障や行政サービスにおいて幅広い権利を獲得することができるが、これが外国人に対するPR申請を強く促す。² 人的サービス省（Department of Human Services）では、センターリンク（Centrelink）と呼ばれる機関を通して、PRを取得してから一度だけ与えられる緊急支援費（Crisis Payment）や、その後の生活支援のための特別給付金（Special Benefit）などを提供している。対象者が難民や亡命者であった場合、また特別な給付金が用意されている。メディケア（Medicare）と呼ばれる国民健康保険は、保険料の負担なしに国内の公立の医療機関での診療を無償（あるいは自己負担額25%）で受けることのできる制度となっている（高度医療や特定医療について、あるいは民間の病院での治療や入院については個人あるいは私的な保険での負担となる）。PR所有者はこのメディケアをオーストラリア市民と同様に取得することができる。こうした社会保障と国民保険への加入は、PR所有者にとって現地生活を営む上で重要な生活基盤として機能している。

教育に関して、PR所有者は大学等での高等教育においては留学生料金ではなく現地学生と同じ授業料が適用される。しかし、HELP（Higher Education Loans Program）と呼ばれる政府による「学費ローン」の申請資格については、2003年の高等教育支援法（Higher Education Support Act 2003）によって、オーストラリア市民に排他的に限定されている。このことは、特に若年層の永住市民に対して、高等教育の進学の際にオーストラリア市民権を選択する誘因となる。もちろん、二重国籍であってもオーストラリア市民権を持つ限りにおいてHELPの申請資格を獲得することはできる。しかし、日本国籍のように二重国籍が認められていない場合、オーストラリアでの永住市民としての資格を放棄して、オーストラリア市民となる選択をする（それは同時に日本国籍を放棄することでもある）という決断を迫られることになる。

PR所有者は、オーストラリア市民と同様、永住ビザ希望者の申請に対し身元引受人すなわち「スポンサー」となることが可能である。最後に、もちろんのことであるが、PR所有者はオーストラリア市民権の取得資格が発生する。申請のためには四年以上のオーストラリア在留期間および申請に際して残り期間が十二ヶ月間有効な永住ビザが必要となる。以上、オーストラリアにおける永住ビザあるいは永住権に関して、参政権および公務員への就職資格に対して制限が課せられるが、国内で居住するための社会保障についてはオーストラリア市民とほぼ同等の権利が保障されているのが大きな特徴である。このことは、少なくともPRを保有することで、オーストラリアにおいて基礎的な生活基盤が保証されることを意味している。

² このようにオーストラリア国内社会保障制度へのアクセスはPRの取得なしには獲得不可能である。だが、駐在員等の数年後の帰国を前提とした滞在者については、1991年の社会保障法（Social Security Act 1991）などで示されているとおり、いくつかの国と結ばれた国際的な社会保障協定が機能している。この協定では、五年以内に限り、国民年金などの社会保障制度について滞在国内の法令が適用されることになる。

7. オーストラリアの在留邦人

2011年の国勢調査をもとにオーストラリア移民省（2013）がまとめた資料によれば、在留邦人の平均年齢は三十六歳であった。³一方、全国平均は四十五歳、海外生まれの人口のみに限定しても三十七才であり、オーストラリアの在留邦人は、国内でも比較的若いエスニック・コミュニティである。年齢別の人口分布については、0歳から十四歳までのコホートが日本在住者全体の10.3%、十五歳から二十四歳までが9.9%、二十五歳から四十四歳までが52.7%、四十五歳から六十四歳までが21.6%、六十五歳以上がわずか5.4%となっていた。世代別で最も大きなコホートは二十五歳から四十四歳までであり、全日本人人口の半分以上を占める割合となっている。さらに、この最大コホートを支えるのが圧倒的な女性の多さである。日本人男性の人口は11,231人（31.7%）であり、それに対して女性の人数は24,146人（68.3%）であった。この性別および世代別の人口比を見ると、オーストラリアの日本人のなかでも多数を占めるのが、二十代から四十代の比較的若い層であり、さらにはその多くを女性が占めているという事実が明らかとなる。この世代を外れる若年層、および高齢者では、男女比にそれほど著しい差がみられなかった。

さらに、全体の42.1%の邦人永住者が2001年以前にオーストラリアに入国したと回答している。このことは、同データでの海外生まれの人口（＝移民）全体で数値が62%であったことと比べると、かなり以前から、日本人のオーストラリア移住が実施されていたことがうかがえる。また、今日オーストラリアにおいてアジアからの移民の増加が著しいことを鑑みれば、アジア系移民のなかでもそれなりの移住史を持つエスニック・コミュニティが維持されているといえよう。2001年からのわずか十数年の間にオーストラリアに移住してきた日本人だけで、2011年度の人口の五割以上を占めている。2006年度の調査（2001年から2006年の間の人口増加を記録）、2011年の調査（2007年から2011年まで）のいずれの時期でも、日本人の人口はそれぞれ25%程度増加した。こうして今日の日本人永住者を支える年齢層では、圧倒的に女性の人口が多く、ジェンダーバランスの不均衡なコミュニティとなっている。また、その多くが、比較的最近（2000年代以降）にオーストラリアに入国していると回答していることも日本人の年齢が比較的若いことを示す。このことは、現地配偶者との国際結婚による移住者が、在オーストラリアの永住日本人コミュニティでも相当の人数を占めていることを裏付けるといえよう。

各州の人口の分布は、人口の一番大きいNSW州が12,108人と最大数を占めた。続いて、クイーンズランド州の10,317人、ヴィクトリア州の6,820人、西オーストラリア州の3,564人と続いている。州の人口や都市の規模に比例して、日本人人口の分布がみられるのが特徴である。下の表1をみると、2006年版国勢調査での報告書では、日本人の人口は30,780人と報告されている。2001年から2006年の国勢調査での日本人の増加率は20.8%であった。それ以前の2001年の国勢調査に基づく報告書では、日本人の人口は25,480人、1996年の国勢調査の時から見ると11%の増加率であった。この十

³ オーストラリアは多重国籍を法的に認めているために、統計調査においては、回答者の出身国ではなく、出生地により判別を実施する。そのため、本著で取り扱うオーストラリア政府統計による「(永住)日本人」とは、「日本生まれ (Japan-born)」と回答したデータを集計したものである。

表1 2011年および2006年国勢調査における邦人人口

	2011年国勢調査		2006年国勢調査	
	州内の人数	全邦人に占める割合 (%)	州内の人数	全邦人に占める割合 (%)
NSW	11,160	36.3	10,220	40.1
VIC	5,780	18.8	4,660	18.3
QLD	8,590	27.9	6,560	25.7
WA	3,030	9.8	2,280	8.9
SA	1,240	4.0	860	3.4
TAS	290	0.9	260	1.0
NT	140	0.5	150	0.6
ACT	550	1.8	490	1.9
合計	30,780	100.0	25,480	100.0

(Department of Immigration and Border Protection, 2013; Department of Immigration and Citizenship 2008)

数年の間、オーストラリアの日本人の人口が減少することなく増加している。また、人口の増加に伴い、2006年度は人口の四割が集中していたNSW州以外にも、比較的大きな都市を抱える州に人口の分散が起きていることもうかがえる。

2011年度の国勢調査では、オーストラリア市民権の取得率はわずか17.8%であった。2006年の国勢調査に基づく報告書では、日本人のオーストラリア市民権（国籍）の取得率は、全日本人人口の僅か20.6%であった。オーストラリア国内に居住する海外生まれの人口におけるオーストラリア市民権の取得率は75.6%であった。オーストラリア移民省は、このデータを算出するにあたり短期滞在者（旅行者や留学生などオーストラリアに永住する意思のない人またそのための短期滞在ビザを保持している人）を除外したとしている。この数字は、両親のいずれかあるいは両方が日本人永住者である、日系二世の子どもたちも含まれると推定される。そうであったとしても、日本人人口におけるオーストラリア市民権の取得率は低い。この理由について、筆者が実施した過去の調査（Hamano 2011）によれば、日本人永住者がオーストラリア市民権を取得しないもっとも大きな理由は、日本の国籍法では「二重国籍」が認められておらず、仮にオーストラリア国籍を取得した場合日本国籍を放棄しなければいけない可能性があることであった。このことは、こうした日本人永住者の多くが、実際に行動に移すかはともかく、将来的に日本に帰国する可能性を保持したままオーストラリアに永住している「一時滞在者（sojourner）」（Mizukami 2006）あるいは、二か国以上を自分の生活圏としている「トランスナショナルな移住者（transnational migrant）」（Hamano 2010）として生活様式を実現しようとしている可能性を示唆する。また、オーストラリアの永住ビザは社会保障に関してほぼオーストラリア市民と同等の権利を保障しているために、あえてオーストラリア市民権を取得する必要がないという声も多かった。このことは、オーストラリアにおける日本人の多くが市民ではないにもかかわらず、実質的に市民同然の地位を保証されていることを意味する。そのことは、こうした日本人たちが、オーストラリアにおける永住市民の状態にあるといえる。

永住市民の居住国における政治参加資格についてハンマーは永住市民の権利を考える上で重要な問題として論じているにもかかわらず、これに対して懸念を示す、あるいは不満を漏らす日本人永住者が、調査ではほとんど見られなかった。オーストラリアの永住権が保障する権利の範囲が市民権

とほぼ同等であり、それ故に市民権の取得率が上昇しない、とする意見も確かにうなずける。しかし、こうした市民権の取得をためらう理由はオーストラリア市民権の取得に伴い、現在保有している国籍（日本国籍）を放棄することのコストに見合わない、という判断に由来するだろう（ハンマー1990=1999:261）。ただし、この「コスト」の計算は、必ずしも在留邦人がトランスナショナルな生活様式を実現することを目指していることを意味しない。将来のリスクに対する保険として機能していると思われる。さらに、こうした事情に原則的に二重国籍を認めない日本の国籍法が影響することで、市民権の取得率の低さに拍車が掛かっていると思われる。⁴

8. 配偶者ビザ申請数からみるオーストラリアへの結婚移住

ここでは、オーストラリア移民省が提供する永住者（永住ビザ申請者）についての統計データを分析する（Department of Immigration and Citizenship 2011）。比較・分析するデータの期間については、1996年1月1日あるいは2006年の1月1日のデータのいずれかを持って抽出を開始し、2010年12月31日までの範囲で、合計15年あるいは10年間の区域で設定した。調査機関（2010年4月～2011年3月）の中でも最新のデータを抽出することを目的とし、1月1日から12月31日までを一年の区切りとして設定している。この期間、オーストラリアの永住ビザを申請した日本人は総数で17,039名であった。そのうち「技術移住ストリーム」と「家族移住ストリーム」に分かれるが、後者に含まれる「結婚移住」は、男性が930名、女性が7,223名と、全申請者の47.9%にも達する。2011年度の国勢調査によれば（表2）、「日本生まれ」と回答した人の中で、配偶者を持つ人を対象に配偶者の出生地を訪ねたところ、（配偶者が）「海外生まれ」と回答した人は11,815名（59.8%）に対して、「オーストラリア生まれ」と回答した人は7,341名（37.2%）であった。表2からみても明らかなように、日本人移住者の中で「オーストラリア生まれ」の配偶者を持つ割合は、「海外生まれ」の全体数から見たその割合（26.6%）に比べてもずいぶん高い。このことも、日本人の配偶者ビザによる結婚移住者の多さを裏付ける。

表3は家族移住ストリームにおける結婚移住（配偶者ビザ）の申請者数上位十カ国を、男女別にまとめたものである。この表で興味深いのは、英国とレバノン以外で女性の数が男性を上回っている点である。結婚移住には、タイ・インドネシア・日本など国内のエスニック・コミュニティの規模が比較的小さいグループの中で、更に女性の割合が圧倒的に多いグループが存在する。ことに男女差が大きいのは、タイ・日本の両国出身者である。これについては、先ほど述べたような現地配偶者との国際結婚の結果、家族移住ストリームで永住権を申請するパターン、すなわち結婚移住が多く含まれるケースだと把握できる。前節では、永住日本人コミュニティに二十代から四十代の女性の数がきわ

⁴ ただし、国籍離脱を認めていない国の国籍保持者が日本国籍を取得した場合、事実上の二重国籍となる。また、日本の国籍法では二重国籍が認められておらず、戸籍法第11条によれば、自分の意思で外国籍を選択した場合（第一項）、あるいは日本と外国の二重国籍のうち、外国籍を選択した場合（第二項）は、いずれの場合も法的には日本国籍を「自動的に失う」と言明されている。しかし、法務省への届け出を実施しない限り、外国籍を取得することで戸籍などが即抹消されることは考えにくい（ただし、戸籍法上こうした場合一定期間内に国籍離脱の届け出をする旨が記載されている）。

表2 配偶者の出生地（2011年オーストラリア国勢調査の結果より）

配偶者・パートナーの 出生地	日本	海外・全体	オーストラリア・ 全体	合計
海外生まれ	11,815 (59.8%)	2,166,392 (70.8%)	815,212 (13.9%)	3,000,633 (33.4%)
オーストラリア生まれ	7,351 (37.2%)	815,212 (26.6%)	4,893,731 (83.3%)	5,724,579 (63.8%)

(Australian Bureau of Statistics 2013)

表3 結婚移住（家族移住ストリーム内）永住ビザを申請した人数（上位10カ国）

出身国	女性	男性	記録なし	合計	女性の割合 (%)
英国	16,941	22,446	0	39,387	43.01
中華人民共和国	26,405	11,781	0	38,186	69.15
インド	20,305	4,861	0	25,166	80.68
フィリピン	17,420	4,535	0	21,955	79.34
ベトナム	14,480	5,414	0	19,894	72.79
米国	8,123	7,359	1	15,483	52.47
タイ	12,251	2,022	1	14,274	85.83
レバノン	4,822	5,984	0	10,806	44.62
インドネシア	7,012	2,295	0	9,307	75.34
日本	7,723	930	0	8,653	89.25
合計	135,482	67,627	2	203,111	

(Department of Immigration and Citizenship 2011)

めて多いこと、男女比に著しい差が出ていることを指摘した。この理由は、こうした女性の国際結婚による結婚移住に影響していると思われる。オーストラリア移民省は年間の永住ビザ発給数を定めており、申請のカテゴリーや必要書類の如何によっては、審査が次年度以降に持ち越し（pending）される場合がある。だが、配偶者ビザ等の特定の永住ビザの申請は優先的に（priority）扱うとしている（Department of Immigration and Citizenship 2010）。

図1では、ビザクラスによる結婚移住のビザの申請手続きが示されている。オーストラリア国内では二通りの方法が、国外からの場合その手順が一通りとなっている。前者の場合、オーストラリア国内での正式な婚姻を前提として入国し、そこで付与されたビザの有効期限内に正式な配偶者として結婚移住のビザを申請すること、あるいは国内で、事実婚を含め婚姻関係にあることを証明する資料を添えた上で、結婚移住ビザを申請する場合である。他方、海外から結婚移住ビザを申請する場合は、オーストラリアのパートナーとの婚姻関係を立証できることを前提とした上でビザを申請することになっている。

オーストラリアにおける「婚姻関係」は必ずしも法的な婚姻関係だけに及ぶものではない。事実婚、すなわちデファクト（de fact）も有効とみなされている。オーストラリア国内で事実婚が公的に認知され、通常の婚姻とほぼ等しい権利と資格が認められている以上は、予備的市民としての結婚移住申請者にも当然ながらこの権利を保障せざるを得ない。さらに、その外国人申請者のパートナーであるオーストラリア市民にもその権利を当然保障しなければならないのである。その一方、入国管理に責

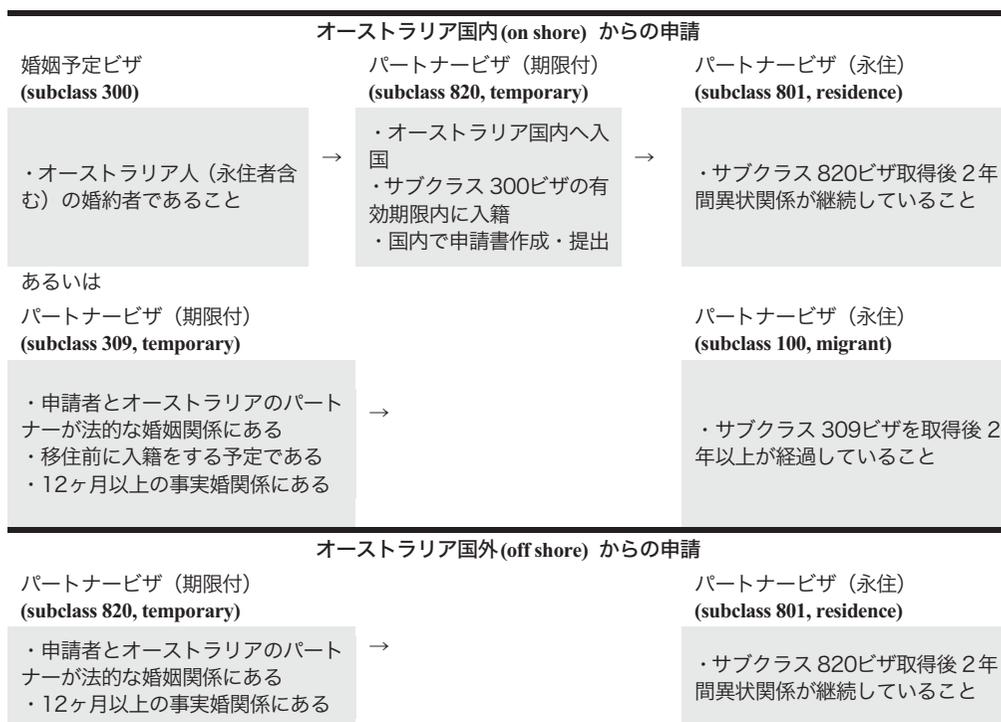


図1 結婚移住のビザ申請課程

濱野(2012)より再掲

任を持つ移民省は、いわゆる不正な移住手段（fraud migration）を防止するための手段を講じざるを得ない。現在でも、こうした不正な入国手段として結婚移住が利用され、それが明らかになり国外退去者が発生するという状況が後をたたない。そのため、こうした猶予期間の二年間においても、永住ビザ更新の段階で、二人の事実関係や、同居・別居の履歴などが審査の対象となっている。

9. 永住市民の政治的権利と、政治行動への低い関心

ハンマーは、今日の民主主義国家において「外国籍市民を完全に政治生活から閉め出すことは不可能である」（ハンマー 1990=1999:164）として、永住市民への参政権の重要性について強調している。しかし、現実には未だ多くの国々において外国人の政治活動への参加は制限されており、その政治的な権利はいわゆる「国民（市民）」にだけ保証されている場合が多い。その理由として、ハンマーはこうした外国人の参政権を保障した場合の二つのリスク、すなわち国家の安全保障に関する問題および外国からの内政干渉の危険性が、永住市民に対する参政権の保障に対して歯止めをかけていると指摘している（ハンマー 1990=1999:166）。すなわち、外国籍の人間が国家の政治に介入し影響を与えるだけではなく、永住市民を通じての他国からの内政干渉が国民国家に与える影響が懸念されているの

である。そして何よりもそれに根拠を与えるのが、今日の国民国家制度にあるという。すなわち、「全体としての国民は意思決定機関において代表されるのだから、選挙権と被選挙権は、全体としての国民を構成する個々の国民に限定されるべきである」（ハンマー 同掲）という今日の代表民主制の前提である。

しかし、第二次世界大戦後 1949 年の国連世界人権宣言、1953 年の欧州人権条約、そして 1956 年の国連総会での自由権規約は、主に「人権」の観点から、参政権を国民に限ることへの再評価の機会を促すこととなった。その結果、今日の欧州では、多くの国において永住市民の政治的権利の行使が部分的に認められている場合が多くなったという。そのことは、とりわけ外国人の言論の自由や結社の自由、そして政党加入の自由など、政治活動への参加が要認されるという方向で進展した。しかし、その一方で今日でも永住市民の参政権についてはほとんどの国で進展が見られない状態が続いているのが現状である（ハンマー 1990=1999:176）。オーストラリアの市民権法においても、先ほど紹介したように PR の保有者には寛大な社会保障へのアクセスが認められながら、参政権の行使に関して制限が課せられているのはこうした欧州諸国の多くの事例と共通する。永住市民に対する政治的権利の自由化は大戦後の欧州を中心に段階的にはあるが拡大されてきたのであるが、参政権については最後の砦としていまだ実現されていないようである。さらには、近年の「テロ対策」および公共の利益と国内安全を最優先とした法的措置によってますます難しい状況になっている。しかしながらハンマーは「長期間継続する実効的な合法的住所は、個々の住民にとっても、また、彼らと国家や社会との関係にとっても、非常に有意義な多くの結果を有する」（ハンマー 1990=1999:164）という仮定に基づき、永住市民と、これらの人々が「内部的市民権」の拡大の獲得のみならず、「外部的国籍」を持たないが故に、政治参加の権利を保障されていない事態を問題視する（ハンマー 1990=1999:232-233）。

一方で、永住市民の居住国での政治的関心の低さもハンマーは列挙している（ハンマー 1990=1999:183-88）。一点目に、移民が通常若年層の比較的教育レベルの低い層で構成されていること。こうした階層は一般的に政治への関心が低い。二点目は、出身国と居住国で異なる政治システムや選挙制度。三点目は、移民の多くが将来的には出身国へ帰国をするかもしれない、という漠然とした気持ちを抱えており、また「外国人」の利益に特化した選挙公約の不足が現居住地での政治参加への意欲を低下させる。四点目は、海外移住とはあるタイプの移民にとって出身国の政治に対する「抗議行動」であるため、こうした行動を起こした移民は居住国でも政治行動への積極的参加への意欲が低い、とする見方。五点目は、移民の多くは、外国人として生きるにあたり自分たちの社会的条件や政治的権利に限界があることを受容する。一方、居住地への時間が経過することで、公平な権利や政治坂資格への訴えが高まることもある。六点目は、移民のエスニックな文化観に基づく少数派の権利要求は政治的に取り上げられにくい。七点目に、滞在手続きの延長許可の恣意性が、移民の居住地への帰属意識を低下させる。そして最後に、移民の居住地の「国家＝ネーション」に対する帰属意識の低さである。こうした要因が複合的に重なった結果、永住市民の政治的無関心が引き起こされるとみなされる。だが、小選挙区ではなく比例代表制を採用することで、少数派の意見を代弁する政治家にたいする永

住市民の投票行動が見られる場合もあるという（ハンマー 1990=1999:208）。こうした永住市民の居住国での政治的無関心につながる原因は、主に三つに分類することが可能である。一つは、居住国が永住市民に対する様々な制度的関する問題である。例えば、ハンマーが常々問題として扱う永住市民への参政権の制限や、在留資格に関する各種の複雑で変わりやすい手続きの問題などである。二点目は、永住市民の居住年数の経過により、現地社会に徐々に包摂されることでこうした訴えに関する意識が低下する、とみなす。三点目は、永住市民そのものの社会的な背景である。永住市民の文化的背景や、社会階層、そして移住動機などの側面が、結果として永住市民の現地での政治的無関心を誘う。しかし、このような移住者の社会的側面を検討するにあたり、居住国でのエスニック・コミュニティの形成や、従来とは異なるタイプの移住者によるコミュニティの多様性など、集団的政治行動への強い関心につながるようなコミュニティのあり方も、こうした現地での政治的な関心の程度に影響するのではないだろうか。現地社会がこうした外国人コミュニティ、あるいは地域マイノリティを地域の構成員としてどの程度承認しているのかという点も検討する必要がある。このような視点から、現代オーストラリアのジャパニーズ・コミュニティをどのように描くことが可能であろうか。

10. 日本人永住市民の政治的無関心の誘因：法的側面と社会的側面の両方の視点から

オーストラリアの日本人のように、出自国の法律で二重国籍が認められず、さらに居住国では市民権取得者にのみ参政権が与えられるという永住市民にとって、現地での政治的行動への関心が低下するのはやむを得ない。そして、ハンマーがあげた永住市民の居住地での政治意識の無関心の要因となっている点のうち二点目の、出身国と居住国の間での選挙制度や政治体制の相違があげられる。現在の日本では選挙の投票率の低下が著しい。例えば、前回 2013 年 7 月に実施された参議院議員選挙においても、投票率は史上三番目に低い 52.61%であった。さらに、オーストラリアでは選挙人登録を行った場合、特別な事情なくして選挙権を行使（投票）しなかった場合に罰金が科せられることになっている（Australian Electoral Commission 2014）。在留邦人の中には、オーストラリア市民権の取得による参政権の行使よりも、むしろこうした選挙へ参加しないことへのペナルティをいとうような発言もみられた。

さらに、特定の移住パターンが影響し永住市民に現地での政治的関心を明確に持ちにくい状況を生み出しているのではないか。言い換えれば、ハンマーが前提としている途上国から先進国への出稼ぎ労働者ではない新たなタイプの永住市民は、むしろ現地での政治参加へどのような関心を持てるのだろうか、という疑問が生じる。

そこで、日本における二重国籍の禁止や、オーストラリアで市民のみに限定された参政権という、永住市民を論じる際にたびたび取りあげられる法的側面のみならず、今日のオーストラリアのジャパニーズ・コミュニティと、その政治的無関心を誘発する社会的側面について少し考えてみたい。このことは、永住市民の資格についてのみならずそのシティズンシップが「実質」と「形式」のいずれも十分に保証されていく必要があるという帰結にたどり着く。以下、筆者が 2006 年 9 月から 2009 年 7 月までシドニーを中心に実施した、現地の日本人永住者への参与観察および協力者への個別のインタ

ビュー等の記録とそその成果（濱野 2011, 2013）を参照しながら、とりわけ結婚移住者の増加がもたらしたコミュニティへの社会的な条件から、この問題について多面的に考察する。

オーストラリアにおけるエスニック・コミュニティを単位とした政治参加や投票行動についての研究では、1970年代から80年代にかけてオーストラリア政治における、エスニック・ポリティクス(ethnic politics) (Jupp 1984) や、エスニック・ロビー (ethnic lobby) (Jupp 2002) に注目し、その政治活動の社会的影響は大きかったことを論じている。それにさかのぼること1960年代から70年代エスニック投票 (ethnic vote) と呼ばれる、移民による団体投票行動が当時移民への同化政策を進めていたオーストラリアの多文化主義政策の導入に影響を与えたと報告している研究もある (Lopez 2000)。⁵ こうした政策決定や選挙に影響をおよぼすために、何よりも数の力は重要である。さらに、こうした政治参加のためにオーストラリアでは市民権が必要だという問題が再びここでも発生する。この観点から見れば、ハンマー自身も提示しているように、日本国籍法の改定による永住市民「二重国籍」の可能性について改めて論じる必要がある (ハンマー 1990=1999:261)。しかし、オーストラリアの多文化主義への導入に移民たちによるエスニック・ポリティクスが一定の貢献を果たしたのだとすれば、このことは移民に与えられた「形式的なシティズンシップ」、参政権による政治参加を通して、自己の、そしてコミュニティの将来のための文化的市民権としての「実質的なシティズンシップ」をオーストラリア国内で拡大させる契機となったと把握することもできよう。

ハンマーが提示した永住市民の政治的無関心の原因となるいくつかの要因のうち、その五点目（移民としてのマイノリティの立場の需要）は、今日のオーストラリアのジャパニーズ・コミュニティの社会的な側面を考える上で重要である。かつてシドニーのある日本人永住者から、シドニーで日本人永住者が州政府からも公認されたエスニック・コミュニティを運営しているにもかかわらず、地方政府や州政府から授与される助成金を申請しない理由をたずねたことがある。⁶ その際、「(オーストラリアで) お上の世話になりたくない」という発言を聞いた。このやりとりが例示するのは、今日の日本人の海外移住が移民研究における一般的な海外移動の条件としてあげられる国内の経済や政治問題を回避・改善する手段としての「プッシュ」要因ではなく、海外生活そのものを目的とした「プル」要因の強さである (Hamano 2010; 長友 2013)。あるいは、今日の日本人の移住は、個人ベース（せいぜい家族を伴う）で実施される場合が多い。このことは、共通の関心や利害に沿った移民のエスニック・コミュニティとしての政治活動・団体行動にはつながりにくい。

ハンマーが永住市民の政治的無関心の要因として掲げる六点目（エスニック・コミュニティ固有の

⁵ これと比較して、カナダのケベック州におけるフランス系住民による政治的行動とは、社会のマイノリティとしての権利や文化的多様性の承認のみならず、分離独立をめざす「エスニック・ナショナリズム」であった (石川 1994)。しかし、オーストラリアにおけるエスニック・ポリティクスはあくまでも国家の中の少数集団の文化的多様性と定住支援のための積極的な是正措置などを訴えるものであり、このような脱・国家的な動きにいたる政治活動とはいえない。こうした多文化社会におけるシティズンシップの問題を比較的に論じたものについては、キムリック (1995=1998) を参照。

⁶ 調査に訪れた韓国系や中国系のエスニック団体で筆者がたびたびきかれた質問も、この理由についてである。これらのエスニック団体から見れば、日本人永住者は規模的にも申請資格を十分に満たしているはずなのにもかかわらず、こうした行動を起こさないのが疑問視されていたのである。

利害の政治化の不全)についても、日本人永住者は人口としては小規模で居住地域も拡散し特定の投票数が望めない。郊外に拡散した結婚移住者の中には、移住当初長期にわたり近隣の日本人やその集まりを把握していない場合があった(濱野 2013)。そしてなにより参政権を持たない日本人永住者の利害を反映した政策や公約が実施されることは不可能に近い。

多文化主義社会オーストラリアでは、市民権を持たず、参政権を取得しない永住市民であっても、「実質的なシティズンシップ」による「文化的シティズンシップ」の承認を掲げて、あるいは移民社会におけるマイノリティとしての権利擁護を掲げることで、エスニック・コミュニティとしての政治参加も可能ではないだろうか。しかし、そこでもコミュニティの構成員の数、そして特定の地域での低い密集度が大きな阻害要因となっているのも事実であろう。オーストラリアの日本人永住者は増加傾向にあるとはいえ、依然としてエスニック・マイノリティとしての規模が小さい。そのことはコミュニティ全体としてのイシューの擁立を難しくしている。そして、結婚移住者の増加により、従来の都市部のミドルクラス郊外に比較的集中していた日本人永住者たちが、その家族が増大するにつれて遠方の郊外へと拡散している傾向が見られる(濱野 2013)。この人口分布の拡散は、当然ながら地域の「目に見える」政治的な問題やコミュニティの共通の利害に関する政治的な意識の向上には結びつかないであろう。筆者のシドニーでの調査では日本人女性結婚移住者たちは自動車などの交通機関を利用して、広い交流範囲を持ちながらもそれぞれの居住地域の間に見られる地域格差を彼女たちのエスニシティやジェンダーに重ねた上で自己表象を行い、他の地域の結婚移住者の女性たち、あるいは日本人永住者との卓越化を行っていた(濱野 2013)。

さらに、今日の日本人移住者の多くが国際結婚による結婚移住者であることは、すなわち自身の家族が同じ文化や政治的関心を共有できるエスニック集団の出身者ではないということの意味する。郊外に拡散する国際結婚による結婚移住者たちの女性にとって日常生活の中で「目に見える」問題は、近隣の日本人永住者との日常的な交流や意見交換よりも(そのような機会はむしろ少ない場合が多い)、育児・教育・家庭・地域といった日常生活の中心事項から生じることが多く、それをエスニック・コミュニティ全体で取り組むべき問題として具体的に明示することが困難となる(Hamano 2011)。筆者のインタビューに応じたこうした女性たちの多くが、一方では地域で活動している日本人(女性・母親)たちによる小さなエスニック・コミュニティを歓迎し、私的な問題から各種公的制度の申請に関する様々なイシューを直接議論・共有できることを歓迎しながらも、そこへの参加や積極的貢献と、日本人ではない(日本語を話せない)配偶者や家族との関係性との中でどのようなバランスをとるべきか苦慮していた(濱野 2011)。このような状況では、一方では家庭や育児、教育を通じた地域社会への関心や参加意欲は向上するが、「エスニック」として、あるいは「マイノリティの女性」としての視点からのシティズンシップの保証をめぐる政治的意識が集合的に発達するような社会的環境があたえられていない。

今日の日本人移住者を永住市民とみなし、現地でのそれほど高くはない政治参加意識を考察する際、国籍法により二重国籍が禁止されているという法的側面(そしてオーストラリアの場合参政権を持つのは市民のみ)だけでは十分とはいえない。その独自の移住指向や、移住後の居住環境といった現地

での社会的側面も十分に考慮する必要があるだろう。ただし、このことはオーストラリアを初めとした世界各地にコミュニティを形成する日本人移住者たちが地域での社会参加や（実質的な）シティズンシップの一層の実現のため、ロビー活動に消極的であると断定することはできない。例えば、シドニーには現在現地のジャパニーズ・コミュニティ（シドニー日本クラブ）により設立された、次世代のための日本語補習校（現在シドニーにて四カ所運営されている）に就学する児童の親や日本語教師たちによって運営されている「HSC 日本語対策委員会」の活動がある。この委員会は、2008年に設立され、2011年にはNPO法人格を取得した。委員会の目的は、NSW州の大学入学資格試験HSCコース（Higher School Certificate）の中で、日本語を含む四つのアジア言語コースにのみ規定された履修基準や、そのコースの問題点の認識と、さらにその改善をめざしNSW州ボードオブスタディーズ（Board of Studies NSW）やNSW教育訓練省諸教育機関、そして連邦政府教育大臣やNSW教育大臣へ、直接・間接のロビー活動を実施している（HSC 日本語対策委員会 2014）。これらの活動の目的には、コミュニティの次世代に文化的遺産・資本としての日本語の習得により強い意欲を与えたいという動機に基づく。そのことは、文化的シティズンシップをめぐる政治的な動きの一つだともいえる。こうした活動も間違いなくエスニック・ポリティクスの一つである。投票という直接的な政治行動に訴えるために必要な市民権を持たないメンバーが実施多数を占めるジャパニーズ・コミュニティの中から、こうして現地社会へ政治的に関わろうとする団体があるのも、今日のオーストラリアにおけるジャパニーズ・コミュニティの一つの姿である。

むすび

ハンマーがシティズンシップの視点から永住市民について論じるとき、それは社会におけるマイノリティに対しての権利擁護あるいは是正措置についての保障のみならず、「国民」と等しい政治参加の権利、具体的には参政権が保障されるか否かという制度的な議論を発展させている。この議論の背景には、今日のシティズンシップ概念が国籍や市民権と等しくされる「形式的なシティズンシップ」から、社会的少数派としての権利や承認のために構想される「実質的なシティズンシップ」へと拡大してきたことにその背景を持つ。その逆に、今日の国民国家は永住市民のような外国人の立場を許容しながら「形式的なシティズンシップ」の付与による「国民」の創設に、これまで以上に積極的にならざるを得ない事情も併せ持っている。その点で、ハンマーの永住市民に関する議論は抽象的なシティズンシップ論のみならず、グローバル化が進む今日、「実質的なシティズンシップ」の拡大により、制度としての「形式的なシティズンシップ」がもはや無効になっていることを宣言するのではない。この後者のシティズンシップが代表する制度化されたシティズンシップは、その地域に合法的に居住する人々すべての社会保障や参政権の行使を保障するために現実的に機能する。この「制度としてのシティズンシップ」は、多様な文化的背景を維持しながらも同じ社会での生活を営む人々がそれぞれの声を上げるそしてそれを届けるためにますます重要となっている。この永住市民と「制度としてのシティズンシップ」の実現のための一つの答えとして、ハンマーは永住市民に二重国籍が保証されることを重要視している。オーストラリアのPRによって現地で永住市民となった日本人を例に挙げれば、

日本の国籍法の改正による二重国籍の容認が実施されれば、日本人永住市民のオーストラリア市民権の取得率はおそらく今より上昇するであろう。あるいは、好ましいとはいえないが、今後オーストラリアがナショナルな連帯の統合を一層進めるために、永住権と市民権で保障される各種制度、とりわけ永住市民にとって深刻な社会保障制度へのアクセス権に差別化を図ることで、市民権の取得が上昇するような場合もあるのではないか。しかし、こうした日本とオーストラリア両国の国籍や市民権を巡る事情も、やはり「制度としてのシティズンシップ」に関する議論の範囲内にあるように思える。

オーストラリアにおける、国際結婚を通じた日本人女性の婚姻移住者の増加とそれによる現地のジャパニーズ・コミュニティの再編は、単なる人口の増加や性別や世代間の構成に変化をもたらしてきただけではない。現地配偶者と婚姻関係を結んだ移住者の増加によるコミュニティの居住地の拡散、というコミュニティの居住分布に関する変化も著しくなっている。仮にオーストラリアのPRがその保持者の社会保障制度へのアクセス権について十分な権利を保障するとしても、たださえ絶対数の少ないエスニック・コミュニティが人口拡散している社会的な状況は、エスニック＝移民集団の視点からのエスニック・ポリティクスから鑑みるならば、その動員力の脆弱さをもたらす。その事実が一層の政治参加への無関心につながるであろう。こうしたコミュニティを政治力として動員しようとする地域政治においても、地域のマイノリティの声として可視化されないことになってしまう。

今日、永住市民としてのエスニック・コミュニティに関するシティズンシップの議論は形式的な資格にとどまらず、実質的な内容を拡大するための議論がまず初めにある。この論点では、永住市民が実際の居住地で「制度としてのシティズンシップ」、あるいは「権利を持つ権利」（ベンハビブ 2004=2006）をどのように実現するべきか、という議論につながる。そこでは、本論で考察したような、永住市民の政治的権利に関する諸問題は、必要に応じてそれが保障されるべきか否かと議論しその妥当性を推し量るのではなく、コミュニティに将来的に起こりうる事態を政治参加を通してどのように社会に届ける道筋が制度として予備的に保証されているかが重要であるのではないだろうか。ハンマーが持論の根拠としているような、すべての人間はその合法的な居住によって地域社会や居住国への政治的権利を保障されるべきである、というのも一つの論点となるだろう。こうした視点から、オーストラリアだけにとどまらず、およそ今日多様化する社会を抱えるすべての地域、社会、国家において、シティズンシップについて論じることがますます重要になるだろう。

参考文献

- Anderson, Benedict, 1991, *Imagined communities: reflections on the origin and spread of nationalism* (2nd. ed.), London:Verso. (= 白石隆・白石さや 訳. 2007.『定本 想像の共同体ー ナショナリズムの起源と流行』書籍工房早山.)
- 浅川晃広. 2006.『オーストラリア移民政策論』中央公論.
- Australian Bureau of Statistics, 2013, *Australian Bureau of Statistics*,
(Retrieved January 10, 2014, <http://www.abs.gov.au/>)
- Australian Electoral Commission, 2014, *Voting within Australia – Frequently Asked Questions*,
(Retrieved January 10, 2014, http://www.aec.gov.au/About_AEC/index.htm)
- Bauman, Zygmunt, 2000, *Liquid modernity*, Cambridge:Polity Press. (= 森田正典 訳. 2001.『リキッド・モダニティ 液化化する社会』大月書店)
- Benhabib, Seyla, 2004, *Rights of others: aliens, residents and citizens*, Cambridge: Cambridge University Press. (= 向山恭一 訳. 2006.『他者の権利：外国人・居留民・市民』法政大学出版局)
- Cohen, Robin, 2006, *Migration and its enemies: global capital migrant labour and the nation-state*, London: Ashgate Publishing.
- Constable, Nicole eds., 2005, *Cross-border marriages: gender and mobility in transnational Asia*, Philadelphia:University of Pennsylvania Press.
- Delanty, Gerard, 2003, “Citizenship as a learning process: disciplinary citizenship versus cultural citizenship,” *International Journal of Lifelong Education*, 22(6): 597-605.
- . 2006, “The Cosmopolitan Imagination: Critical cosmopolitan and social Theory,” *British Journal of Sociology*, 57(1): 25-47.
- Department of Immigration and Border Protection, 2013, *Community information summary*,
(Retrieved November 19, 2013, <http://www.immi.gov.au/media/publications/statistics/comm-summ/summary.htm>)
- Department of Immigration and Citizenship, 2008, *Community information summary*.
(Retrieved December 26, 2013, <http://www.immi.gov.au/media/publications/statistics/comm-summ/summary.htm>)
- , 2010, *Partner Migration*,
(Retrieved December 10, 2011, <http://www.immi.gov.au/allforms/booklets/1127.pdf>)
- , 2011, *Settlement Reporting*,
(Retrieved March 29, 2012, <http://www.immi.gov.au/settlement/>)
- Gellner, Ernest, 1983, *Nations and nationalism*, Ithaca: Cornell University Press. (= 加藤節 訳. 2000.『民族とナショナリズム』岩波書店)
- Hammar, Thomas, 1990, *Democracy and the nation state: aliens, denizens, and citizens in a world of international migration*, London: Avebury. (= 近藤敦 訳. 1999.『永住市民(デニズン)と国民国家—定住外国人の政治参加』明石書店)
- 濱野健. 2011.「海外移住と両義的なジェンダーアイデンティティ：オーストラリアの日本人女性婚姻移住者と彼女たちの文化交渉からの考察」荒武賢一郎・池田智恵 編『文化交渉における画期と創造—歴史世界と現代を通じて考える』関西大学文化交渉学教育研究拠点, 270-303.
- . 2012.「オーストラリアへの婚姻移住：国際結婚による永住ビザ申請者数の把握と日本人女性婚姻移住者への個別インタビュー事例から」『オーストラリア研究紀要』38：83 - 103.

- . 2013. 「婚姻移住の増加と郊外化する『ホーム』：オーストラリア、西シドニー地域における日本人女性婚姻移住者の事例より」『オーストラリア研究』26：49-67.
- Hamano, Takeshi, 2010, *Searching better lifestyle in migration: the case of contemporary Japanese migrants in Australia*, Saarbrücken:Lambert Academic Publishing.
- , 2011, *Japanese women marriage migrants today: negotiating gender, identity and community in search of a new lifestyle in Western Sydney*, Doctor of Philosophy, The University of Western Sydney.
- HSC 日本語対策委員会 . 2014. *HSC 日本語対策委員会 : HSC Japanese Committee Incorporated (Inc.)*. (2014年1月10日取得, <http://hscjapanese.web.fc2.com/index.html>)
- 飯笹佐代子 . 2007. 『シティズンシップと多文化国家ー オーストラリアから読み解く』東京:日本経済評論社.
- 石川一雄 . 1994. 『エスノナショナルリズムと政治統合』有信堂高文社.
- 伊藤るり・足立眞利子 編 . 2008. 『国際移動と＜連鎖する＞ジェンダー：再生産領域のグローバル化』作品社.
- Joint Standing Committee on Migration, 1994, *Australians all - enhancing Australian citizenship*, Canberra:AGPS.
- Jupp, James, 2002, *From White Australia to Woomera: the story of Australian immigration*, Cambridge:Cambridge University Press.
- Jupp, James ed., 1984, *Ethnic politics in Australia*, Sydney:Allen & Unwin.
- 木前利秋・亀山俊朗・時安邦治 . 2011. 『変容するシティズンシップ：境界をめぐる政治』白澤社
- . 2012. 『葛藤するシティズンシップ：権利と政治』白澤社 .
- Kymlicka, Will, 1995, *Multicultural citizenship: a liberal theory of minority rights*, Oxford; New York:Clarendon Press. (= 角田猛之・石山文彦・山崎康仕 訳 . 1998. 『多文化時代の市民権：マイノリティの権利と自由主義』晃洋書房)
- Klapdor, Michael, Moira Coombs, Catherine Bohm, and Social Policy and Law and Bills Digest Sections, 2009, “Australian citizenship: a chronology of major developments in policy and law,” *Parliament Library Background Note*, Canberra: Parliament of Australia, Department of Parliamentary Services.
- 近藤敦 . 1996. 『「外国人」の参政権：デニズンシップの比較研究』明石書店 .
- 厚生労働省 . 2007. 平成18年度『婚姻に関する統計』の概況 . (2014年1月4日取得, <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/tokusyuu/konin06/>)
- Lopez, Mark, 2000, *The origins of multiculturalism in Australian politics 1945-1975*, Carlton, VIC:Melbourne University Press.
- , 2007, Multicultural spirit lives on. *The Australian*, January 25, 12.
- Marshall, T. H, and T. B. Bottomore, 1992, *Citizenship and social class*, London:Pluto Press.
- Mizukami, Tetsuo, 2006, *The sojourner community: Japanese migration and residency in Australia*, Amsterdam:Brill.
- 長友淳 . 2013. 『日本社会を「逃れる」：オーストラリアへのライフスタイル移住』彩流社 .
- 岡野八代 . 2003. 『シティズンシップの政治学ー 国民・国家主義批判』白澤社 .
- Ong, Aihwa, 1999, *Flexible citizenship: the cultural logic of transnationality*, Durham and London:Duke University Press.
- Palriwala, Rajni, Patricia Uberoi (eds.). (2008). *Marriage, migration and gender*. New Delhi:SAGE Publications.
- Piper, Nicola, and Mina Roces, 2003, *Wife or worker? : Asian women and migration*, Lanham:Rowman & Littlefield.
- Robinson, Kathryn, 2007. “Marriage migration, gender transformations, and family values in the 'global ecumene',” *Gender, Place and Culture*, 14(4): 483-497.
- 塩原良和 . 2005. 『ネオ・リベラリズムの時代の多文化主義ー オーストラリアン・マルチカルチュラルリズムの変容』三元社 .

———. 2010. 『変革する多文化主義へー オーストラリアからの展望』 法政大学出版局.

Turner, Bryan S., 1993, “Contemporary problems in the theory of citizenship,” Bryan S. Turner ed., *Citizenship and social theory*, London; Thousand Oaks; New Delhi: SAGE Publications, 1-18.

JOURNAL OF
THE FACULTY OF HUMANITIES
THE UNIVERSITY OF KITAKYUSHU
(HUMAN RELATIONS)

Vol. 21

CONTENTS

Takeshi Hamano

Rethinking denizenship in a small migrant community:
Japanese women marriage migrants and their ethnic community in Australia
. 105

Published
by The Faculty of Humanities
The University of Kitakyushu
Kitakyushu, Japan
March 2014